

遊休農地解消対策事業の運用について

制定：令和4年10月3日

最終改正：令和7年4月1日

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金

（趣旨）

第1条 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）が、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第3の2に基づいて行う遊休農地解消対策事業（以下「当事業」という。）を実施するために必要な手続きは、実施要綱第9および同要綱別記2に定めるところによるほか、この運用についてによるものとしします。

（事業の対象）

第2条 当事業の対象は、実施要綱別記2の第2によるもののほか次の要件をみたすものとしします。

ただし、基金が研修事業の対象農地として利用する場合を除きます。

- （1）農業委員会が、今後持続的に利用すべきと判断した農地であること。
- （2）地域計画において当事業の対象とする遊休農地を担う受け手が位置付けておらず、かつ当該遊休農地の受け手となる者（以下「耕作予定者」という。）の確保が確実に見込まれること。
- （3）農業委員会または市町（以下「農業委員会等」という。）が、当該遊休農地の所有者等および耕作予定者から本事業を実施した場合において、当該農地を基金を通じて10年以上、使用貸借または賃貸借（原則として所有者不明農地を対象とするものに限る。）により貸借するとの同意を得ていること。

（農業委員会等の役割）

第3条 農業委員会等は、以下の各号に留意するものとしします。

- （1）農業委員会等は、所有者等、耕作予定者および集落に対し、当事業の周知に努めること。
- （2）耕作予定者が円滑に営農を実施できるよう、所有者等関係者と事前調整に努めること。
- （3）遊休農地解消作業に係る経費について、他の補助金等の交付を受ける場合（予定を含む。）は、当事業を実施できないため、他の補助金等との二重申請になることのないように確認すること。

（実施の方法）

第4条 当事業を活用し、遊休農地の解消を要望する農業委員会等は、基金が別に定める

日までに、遊休農地解消対策事業取組要望書（別記様式第1号、以下「要望書」という。）に当該遊休農地の所有者等および耕作予定者の同意書（参考様式）を添付し基金に申出るものとします。

（経費の上限等）

第5条 当事業が対象とする遊休農地解消作業に要する経費は以下のとおりとします。

- （1）基金が行う遊休農地解消作業は、10アール当たり43千円（税込み）を上限として、基金の予算の範囲において実施するものとします。
- （2）なお、（1）の経費を超える経費が必要な場合は、農地の所有者または耕作予定者等の負担とします。

（事業の調整）

第6条 基金は、次により当事業の優先順位を調整し決定するものとします。

- （1）第4条による要望の総額が基金の予算額を超えた場合は、対象面積の大きい農地から順に予算を割り当て当事業を実施するものとします。
- （2）予算を超えない場合においては、第4条に定める日以降も要望を受け付けるものとし、この場合、基金に要望書が届いた順に予算の範囲内で当事業を実施するものとします。

（実施の決定等）

第7条 基金は、第4条により申し出のあった要望書の内容を審査し、当事業の実施の有無を決定するものとするともに、この旨を別記様式第2号により農業委員会等に通知するものとします。

なお、基金は、当事業の実施の決定にあたっては、必要に応じて、現地確認や農業委員会・農地所有者等に対し聞き取り調査等を実施するものとします。

（農地の借受手続き）

第8条 基金は、当事業の実施を決定した場合は、速やかに当該遊休農地の所有者等との間で農地中間管理事業における貸借申請書（分割方式）を作成し、所要の手続きを経て当該農地を所有者等から借り受けるものとします。

（遊休農地解消作業の実施）

第9条 基金は、当該農地の借受の許可を得た場合、速やかに遊休農地の解消に向けた作業（以下「遊休農地解消作業」）を実施するものとします。

遊休農地解消作業は、原則として耕作予定者に委託して行うものとします。

（農地の貸付手続き）

第10条 基金は、当該農地における遊休農地解消作業が完了した場合は、速やかに耕作予定者との間で農地中間管理事業における貸借申請書（分割方式）を作成し、所要の

手続きを経て当該農地を耕作予定者に貸付けるものとします。

(その他)

第11条 その他、当事業に必要な事項は、理事長が別に定めるものとします。

付 則

1 この要領は、令和4年10月3日から施行します。

付 則

1 この運用については、令和6年10月1日から施行します。

付 則

1 この運用については、令和7年4月1日から施行します。

別記様式第 1 号

遊休農地解消対策事業取組要望書

番 号
年 月 日

公益財団法人

滋賀県農林漁業担い手育成基金理事長

農業委員会 会長名
(または市町長名)

年度において、下記の遊休農地を解消したいので、遊休農地解消対策事業の実施を要望します。

記

1 遊休農地の所在等

農地の所在・地番	面積	地目	所有者等氏名	耕作予定者氏名	必要経費※

※ 必要経費は、43,000円/10a（税込み）を上限とします。

2 添付資料

- ・対象農地の場所がわかる地図
- ・対象農地の現状写真（2方向以上から撮影した写真2枚以上）
- ・経費の見積書（原則として耕作予定者が作成したもの）
- ・所有者等および耕作予定者の同意書

担当者

所 属 :

氏 名 :

(参考様式)

同意書

年 月 日

農業委員会 会長
(または市町長) あて

所有者等
住所
氏名
連絡先
耕作予定者
住所
氏名
連絡先

下記の農地について、所有者等〇〇〇〇は、遊休農地解消対策事業の実施が決定された場合は、農地中間管理機構（公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金をいう。以下同じ。）に当該農地を10年以上の期間において使用貸借により貸付けを行うことに同意します。

また、耕作予定者〇〇〇〇は、当該農地について遊休農地解消対策事業が実施された場合、農地中間管理機構から当該農地を10年以上の期間において使用貸借（または賃貸借）により借り受けることに同意します。

なお、遊休農地解消作業の費用について、43,000円/10a（税込み）を超える費用が発生する場合には、所有者等〇〇〇〇（または耕作予定者〇〇〇〇）が負担します。

記

農地の所在・地番	
農地面積	
耕作予定作物	

別記様式第2号

遊休農地解消対策事業の実施に関する通知書

年 月 日

農業委員会 会長 へ
(または市町長)

公益

財団法人

滋賀県農林漁業担い手育成基金
理事長 ○○ ○○

年 月 日付けで要望のあった遊休農地解消対策事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

遊休農地の所在等			決定内容	
農地の所在・地番	面積	地目	実施の有無	実施しない場合はその理由
			する・しない	
			する・しない	
			する・しない	